

一般社団法人 宮城県作業療法士会

正会員の休会に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県作業療法士会（以下、本会という）の正会員の特例としての休会に関し必要な事項を定めるものとする。

(休会対象者)

第2条 日本作業療法士協会（以下、OT協会）を休会する正会員

(期間)

第3条 OT協会「正会員の休会に関する規定」に準ずる。

(条件)

第4条 本会事務局において、OT協会会員管理システム上、休会が確認された正会員について、自動的に本会も当該年度の休会の処置をとる。

2) OT協会休会が確認された正会員に対しては、本会事務局より本会休会の意味確認を行うものとし、休会を望まない場合はその対象から外すことができる。

3) 休会に当たり該当の正会員は、休会しようとする年度の前年度までの本会会費完納の義務を負う。

(義務の免除)

第5条 休会する正会員は、休会期間の会費納入が免除される。

(権利等の停止)

第6条 休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。

(1) 役員候補者選挙の選挙権および被選挙権

(2) 本会が主催する学会および研修会への正会員としての参加（非会員扱いとする）

(3) 本会発行物および発送物の受け取り

(4) 本会発行の各種証明書の受け取り

(復会)

第7条 OT協会「正会員の休会に関する規定」によりOT協会復会となったものは、本会も自動的に復会の処置をとる。

(休会延長)

第8条 休会中の正会員で、引き続き翌年度も第4条の項目に該当する者は、休会の処置を延長する。

(退会)

第9条 休会中の正会員で、当該休会期間中もしくは休会期間の終了をもって退会を希望する者は、休会期間終了前までに本会の退会届出に必要な事項を記入し、本会事務局へ提出するものとする。

(規程の変更)

第10条 この規程は、本会理事会の承認をもって変更することができる。

附則：この規程は、平成26年3月1日から施行する。

休会受付書 (2014年度施行)

ふりがな

日本作業療法士協会番号 :

氏名 :

■OT協会会員管理システム 休会確認日：平成 年 月 日

■本人への本会休会意思確認 (確認日：平成 年 月 日)

休会を希望する

休会を希望しない

[休会希望の場合、以下を確認]

1. 現在の連絡先

名称 (勤務先 自宅) :

住所：〒

TEL :

FAX :

2. 休会中の連絡先

名称 (勤務先 自宅) :

住所：〒

TEL :

FAX :

3. 現在の所属ブロック

青葉 ・ 宮城野 ・ 泉 ・ 岩沼 仙南 ・ 石巻 ・ 仙台南 名取 ・
大崎 ・ 東仙台 塩釜 ・ 栗原 登米 ・ 気仙沼 南三陸

4. その他 連絡事項

事務 処理 欄	受付日：平成 年 月 日	備考
	OT協会システム：	